

## 住民を対象とした特定健康診査未受診の要因等に関する調査

矢倉 紀子 (Noriko YAKURA)

### 【研究の背景と目的】

全国の市町村国保の特定健診受診率は、平成 28 年は約 37%であった（厚生労働省特定健康診査・特定保健指導の実施状況に関するデータより）。また、鳥取県全体では約 35%であり、この内鳥取県中部は、住民を対象とした特定健康診査の受診率が県内でも低く、とりわけ倉吉市の（加入者及びその家族）健診受診率は鳥取県中部の約 31%に対し約 18.5%と低かった<sup>1-5)</sup>。しかしながら、住民が特定健康診査を受診しない理由はいまだ不明である。この理由を明らかにし、受診率の向上に繋げるためには受診者の健康意識を把握する必要がある。しかし、全ての受診者の健康意識をすぐに把握することは実際には困難である。そこで本研究では、先ず受診率が女性に比較して低い男性の中高年者に焦点を当て、健康意識と特定健康診断に対する考え等を把握することを考えた。

このため、本調査では、倉吉市民である調査協力者の中高年男性の、健康意識と特定健康診断に対する考えを明らかにすることを目的とした。今後本調査で明らかになったことを基に仮説を設定し、倉吉市住民に対してアンケート調査を行うことによって、特定健診受診率向上のために行うべきことを明らかにすることができる。これを倉吉市の施策として実行することで特定健診受診率向上に寄与し、もって市民の健康の向上に役立てることができる。また、大学としての倉吉市特定健診受診率向上のための効果的なサポート内容を導くことができる。

○共同研究者・協力者 細田 武伸（鳥取看護大学 看護学部 看護学科）  
稲田 千明（鳥取看護大学 看護学部 看護学科）  
小石 真子（鳥取看護大学 看護学部 看護学科）  
妹尾 優佳里（鳥取看護大学 看護学部 看護学科）

### 【研究の概要】

1. 研究デザイン：質的帰納的分析法を用いた。
2. 研究対象：倉吉市灘手地区の一般社団法人なだての役員及び関係者 7 名に協力を得た。
3. データの収集方法：
  - (1) 本研究者が作成した研究主旨と研究協力の依頼文を、一般社団法人なだての理事長に渡した。
  - (2) 理事長に同意を得た上で、法人から役員及び職員に依頼文及び返信用はがきを渡してもらった。
  - (3) 研究に同意する者は、本学研究者宛に返信はがきを郵送してもらった。
  - (4) 研究に同意した者 7 名に対して、鳥取看護大学の研究者が連絡を取り、改めて研究協力の意思を確認し、具体的日程、場所等を調整し、打ち合わせを行った。
  - (5) 鳥取看護大学の研究者が、グループインタビュー当日に、改めて文書と口頭で説明し同意書を用いて同意を得た。

(6) 鳥取看護大学の研究者が、2020年1月4日に倉吉市灘手の「ノーソン」会議室で、以下に示す(7)のインタビューガイドを用いグループインタビューを約60分間行った。面接内容は、同意の上でICレコーダーに録音した。

(7) インタビューガイド

- 1) ご自身の健康状態について思っていることをお話してください。
- 2) 特定健診の受診の有無とその理由についてお答えください。
- 3) 特定健診をどのように考えておられるかお答えください。
- 4) 特定健診の受診率向上のために地域で取り組んでいることがあればお答えください。
- 5) 今までの経験より、特定健診を受診しない人はどのような人であると思われるかお答えください。

#### 4. データの分析方法

データ分析は、質的帰納的手法を取り、内容分析を行う予定である。

- ・ ICレコーダーに録音した面接内容から、逐語録を作成した。
- ・ 分析データは、逐語録より意味内容の文脈ごとにコード化し、カテゴリー化する予定である。
- ・ データの信頼性・妥当性を確保するため、共同研究者間で協議を行う。

#### 5. 用語の定義

特定健康診査とは、日本人の死亡原因の約6割を占める生活習慣病の予防のために、40歳から74歳までの方を対象に、メタボリックシンドロームに着目した健診である。本研究での特定健康診査とは、倉吉市国民健康保険が実施者として行うものを指す。

#### 6. 倫理的配慮

対象者に文書および口頭で、以下の内容を説明し、同意書を用いて同意を得た。

①本研究への参加は任意であること、②本研究への参加に同意しないことをもって不利益な対応を受けないこと、③研究対象者はいつでも不利益を受けることなく撤回することができること、④本研究の意義、目的、方法および期間、⑤研究責任者および共同研究者の氏名、⑥研究対象者を特定できないようにした上で、本研究の成果が公表される予定であること、⑦研究記録保管期間は研究終了後5年間とし、研究対象者の希望により、個人情報保護や本研究の実施に支障がない範囲で、本研究計画および本研究の方法についての資料やデータを入手または閲覧することができること。保管期間終了後は、研究資料は裁断して再現不可能とし破棄すること、⑧問い合わせ、苦情等の窓口の連絡先に関する情報、⑨鳥取看護大学・鳥取短期大学研究倫理審査委員会の承諾を得ている（承認番号2019-4）ことなどについてである。

### 【今後の課題】

本研究はやっと逐語録の作成を終えたところであり、残念ながら研究の途中にある。今後は早急に、逐語録を意味内容の文脈ごとにコード化し、カテゴリー化していくプロセスを共同研究者間で協議しながら進め、それを基に分析を進めていきたいと考えている。

#### 《引用・参考文献》

- 1) 「倉吉市国民健康保険 第III期特定健康診査等実施計画」  
[http://www.city.kurayoshi.lg.jp/user/filer\\_public/1d/20/1d20a452-f085-4e17-8e43-3160dc8f3d3d/di-iiiqi-te-ding-jian-kang-zhen-cha-deng-shi-shi-ji-hua.pdf](http://www.city.kurayoshi.lg.jp/user/filer_public/1d/20/1d20a452-f085-4e17-8e43-3160dc8f3d3d/di-iiiqi-te-ding-jian-kang-zhen-cha-deng-shi-shi-ji-hua.pdf)  
(2018年11月10日閲覧)
- 2) 「第2期琴浦町国保特定健診等実施計画」  
[http://www.town.kotoura.tottori.jp/docs/2016030700023/files/date\\_health2.pdf](http://www.town.kotoura.tottori.jp/docs/2016030700023/files/date_health2.pdf) (2018年11月10日閲覧)

- 3) 「第 2 期三朝町国民健康保険保健事業実施計画」  
<http://www.town.misasa.tottori.jp/files/39589.pdf>
- 4) 「湯梨浜町特定健康診査等実施計画書（第 3 期）」  
[http://www.yurihama.jp/uploaded/life/9662\\_11866\\_misc.pdf](http://www.yurihama.jp/uploaded/life/9662_11866_misc.pdf)
- 5) 「第 2 期鳥取市国民健康保険 保健事業実施計画」  
<http://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1443673043420/files/datahealth.pdf>